

砂川市水防計画の修正要旨

災害対策基本法、水防法等の法改正
(H26. 6、H26. 11、H27. 5、H27. 7、H27. 9、H28. 5)

北海道水防計画の修正
(H27. 6、H28. 5)

上記の背景に伴い、道の水防計画は適宜修正が行われており、砂川市水防計画についてはH26. 4月の修正分まで反映されてきました。この度の修正ではH27. 6月分、H28. 5月分の北海道水防計画を反映した形としています。

砂川市水防計画の主な修正事項

1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第2章 水防組織と機構	第1節 水防管理団体の組織と機構	● 消防機関の配置人員について修正
第3章 水防危険区域及び水防施設	第2節 水防施設	● 河川の基準水位の変更 ● 水位観測所にペンケ焼山第3を追加
第4章 通信連絡	第1節 予報及び警報等の通信連絡	● 水防活動予報等の伝達経路に関する機関名の修正 ● 水防警報指定河川にペンケ歌志内川を追加 ● 水位情報、洪水予報、水防警報の発表基準等の変更
第5章 水防活動	第1節 水防非常配備体制	● 市の配備体制の配備要員について修正
	第2節 監視及び警戒	● 水防管理者が監視する河川にペンケスナ川を追加
	第6節 避難及び立退き	● 「災害時要援護者関連施設」を「要配慮者利用施設」に語句修正
第6章 公用負担等		● 公用負担に「排水用機器の使用」を追加